

令和7年第9回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日（木） 開会 午後 2時29分
2. 開催場所 入間市農村環境改善センター 洋室会議室（大）、（小）
3. 出席委員（12人）

会長	12番 中島敦夫		
会長代理	10番 久保田勝		
委員	1番 小澤正幸 4番 中島伸吉 7番 上原和子 11番 野村雅紀	2番 宮岡幸江 5番 清水裕司 8番 中村勝雄	3番 清水 昇 6番 宮岡康光 9番 萩野 実
4. 欠席委員（0人）
5. 早退委員（0人）
6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名	9番 萩野 実	10番 久保田勝
第2 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について	
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について	
協議第1号	「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	
7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲	三木康行	豊泉 隆
岩田 浩	田中 黙	宇津木保男
齋藤 黙	大室芳子	
8. 農業委員会事務局職員

事務局長	晝間 拓哉
副主幹	浅川 英雄

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第9回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、的場推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、9番 萩野実委員、10番 久保田勝委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第1号の1番につきましては、11番 野村雅紀委員に対し、議案第3号につきましては、8番 中村勝雄委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただることになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、11番 野村雅紀委員は、当該事案の審議終了まで退席願います。

(野村委員 退席)

はじめに、1番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

9月19日に、三木推進委員とは別に申請地の状況を確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、桂通りと八高線線路に挟まれた農地です。

譲受人は、地区内にて製茶業を営む担い手農家です。

申請地は茶畠ですが、取得後も引き続き茶畠として使うとの事です。

現在の耕作状況や農機具所有状況などから耕作することに支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

9月22日、上原委員とは別に現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に支障ないと思われますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、約127アールとなります。

申請地の耕作状況は、これまで茶畠として利用されておりましたが、借受後も茶畠として耕作する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

ここで、野村雅紀委員の退席を解除いたします。

(野村委員 着席)

次に、2番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第1号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

9月18日に、間野推進委員と一緒に、申請地の状況などを確認してきました。

また、9月20日に、譲受人から電話での聞き取りを行いました。

申請地は、案内図のとおり、茶どころ通り沿いの農地です。

申請者は、豊岡地区を中心に藤沢地区・宮寺地区でも野菜やお茶を栽培する農業者です。

申請地は現在休耕地となっておりますが、買受後は野菜畑として利用する計画との事でした。なお、申請地は農地パトロール催告対象農地となっている箇所であるため、譲受人から許可後に速やかに農地へ復元する旨の記載もいただいております。所有権の移転となります。

現在耕作している農地の状況や農機具の状況などから、耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

9月18日、現地を確認いたしました。小澤委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人が農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

小澤委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、約160アールとなります。

申請地の耕作状況は、これまで休耕地でしたが取得後は野菜畠として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

のことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題いたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

9月18日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、県道川越入間線北側に面する農地で、令和6年第1回農業委員会の議案、入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について、においてご審議いただいた農地となります。

移転後の転用計画については、本日お手元にございます土地利用計画図のとおりとなります。駐車場としての利用となります。隣接する茶園との境界及び駐車場の廻りには、鋼板を埋め込むほか、敷地内を砂利舗装とするなど雨水対策を施し、雨水の流出を防止する計画となっております。現在は、きれいに整地された状態となっております。

周囲は宅地化が進んでいる場所であり、周辺農地への影響も無い形での利用となることから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

9月22日、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

受人は自身が営む事業において現在利用している駐車場が手狭であり、新たに駐車場を確保するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地は、農用地区域内であったため、令和6年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和7年7月15日付で、農用地区域から除外されております。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地に該当いたします。第3種農地につきましては立地基準がなく、一般基準を満たせば許可が可能となります。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

のことから、必要性が認められ、また周辺農地への影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(宮岡幸江委員 拳手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

敷地全部が砂利舗装のようですが、浸透枠とかそういうものは造らなくて、地面に自然と水が浸透していくのを待つという形と考えていいですか。

○事務局

基本的には砂利舗装なので浸透するという前提で考えています。こちらに関しましては、開発建築課の方でも確認したところ支障なしとの事でした。

○農業委員2番(宮岡幸江君)

わかりました。

○議長

ほかに何かございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員 8番（中村勝雄君）

8番、中村です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

9月22日に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、国道16号線から少し入ったところになります。

現在は、防草シートを敷いて、適正に管理をしておりました。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

9月18日、中村委員とは別に現地の確認をしてきました。中村委員の説明の通り支障ないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

受人は、自己用住宅を建築するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのこと踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しても、開発許可相当（同法第29条）である旨確認しております。

許可検討事項についての説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

はじめに、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和7年9月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第6回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

1番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は茶畠として利用予定です。貸借期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年となります。

なお、1番から6番までの農地について、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

次に、2番から4番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は野菜畠として利用予定です。貸借期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年となります。

次に、5番・6番の設定する権利の種類は使用貸借権。内容は野菜畠として利用予定です。貸借期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年となります。

次に、7番から12番の設定する権利の種類は使用貸借権。内容は普通畠として利用予定です。貸借期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日までの5年となります。

次に、13番の設定する権利の種類は賃借権。内容は茶畠として利用予定です。貸借期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日までの10年となります

なお、13番の農地については所有者不明農地であったため、平成30年11月から行われている、農業委員会の探索・公示手続きを経た農地バンクへの中間管理権設定ができる仕組みを活用したものとなっております。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第3号1番について議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、8番 中村勝雄委員は、当該事案の審議終了まで退席願います。

（中村委員 退席）

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。

議案第3号1番についてご説明申し上げます。

9月18日に、田中推進委員とは別々に、宮寺地区にある1筆の農地の状況を確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、狭山丘陵の北側に位置し、東京都瑞穂町に隣接する農地で、周辺も農地が広がっている区域となっております。

現在、茶園として適正に管理されておりました。また、使用貸借権の設定を受ける者は、宮寺地区を中心に、お茶と露地野菜を3.2ヘクタール以上耕作する農家となります。

今般の、権利の設定を行う土地につきましては、利用権設定からの更新となり、今後も引き続き茶園として耕作していくことに問題はないと思われます。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

9月18日、荻野委員とは別々に現地を確認しました。

荻野委員の説明のとおり、支障ないかと思われますのでよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から4番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、2番から4番を一括議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。

議案第3号2番から4番について、一括してご説明申し上げます。

9月18日に、岩田推進委員とは別々に、宮寺地区にある3筆の農地の状況を確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、狭山ヶ丘高校グラウンドの西に位置する農地で、周辺も農地が広がっている区域となります。

現在は、一部にサツマイモが植え付けられ、適正に管理されておりました。また、使用貸借権の設定を受ける者は、宮寺地区を中心に、お茶と露地野菜を3.5ヘクタール以上耕作する基幹農家です。

今般の、権利の設定を行う土地につきましては、利用権設定からの更新となり、今後も引き続き野菜畠として耕作していくことに問題はないと思われます。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

9月22日、現地を確認しました。荻野委員の説明の通り、支障はないかと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、5番を議題といたしますが、5番と6番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、5番と6番を一括審議といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

9月21日に、二本木地区にある2筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内や居住地で7ヘクタール以上耕作する野菜農家です。

今回の申請地について野菜畠として耕作されておりますが、引き続き野菜畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

また当日、借受人の自宅に伺い、耕作内容を確認してまいりました。経験上級者5名、パート5名の計10人で、野菜づくりから出荷まで行っているとのことです。出荷先は主にスーパー等、約10店舗とのことでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

9月21日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明の通り、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、7番を議題といたしますが、7番から12番までは関連がございますので、一括審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、7番から12番を一括審議といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

議案第3号7番から12番についてご説明いたします。

9月19日に、金子上地区にある6筆の農地の状況を、三木推進委員と一緒に確認していました。

畠はすべてトラクターで耕うんされ、きれいに整地されておりました。

借受人は、東京都多摩地区で野菜を栽培する農家です。

今回の申請にあたり、入間市では初めての営農のため、22日に事務局の畠間事務局長と共に現在耕作している農地に出向き、本人から耕作状況や農機具所有状況などについて確認いたしました。

本人によりますと、農業経験は埼玉県内で約20年間耕作し、現在地に移り、ズッキーニや春菊等を栽培し、年間300日従事しているとのことです。

所有する農機具は、軽トラック・耕運機等で、トラクターは現在、地元のJAより借用しているとのことです。

また、自宅より借入農地まで約10km、車で20分の距離で、引き続き野菜畠として耕作することです。今後、借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

9月19日、野村委員と一緒に現地を確認いたしました。委員の説明の通り、特に支障ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、13番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

議案第3号13番についてご説明いたします。

9月19日に、木蓮寺地区にある1筆の農地の状況を、三木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で72ヘクタール以上耕作する農業法人です。

今回の申請地について茶畠として管理されており、引き続き茶畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

9月19日、野村委員と一緒に現地を確認いたしました。委員の説明の通り、特に支障ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、1番から13番までの件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願ひいたします。

（中島伸吉委員 挙手）

○農業委員4番（中島伸吉君）

今の13番なのですが、持ち主がいないということですね。

○事務局

はい。所有者不明農地ということです。

○農業委員4番（中島伸吉君）

不明農地はわかるのですけども、賃料を払う形と書いてありますが、誰に払うのかなと思いまして。

○事務局

すみません。補足の説明がありまして、13番については、促進計画案の左側、中間管理権の設定を行う者の箇所が空欄となっておりますが、これは所有者不明の農地として、相続人の一人（所有者の孫）からの申出に伴い、公益社団法人埼玉県農林公社より共有不明者農用地等の不確知共有者の探索の要請があり、登記名義人、配偶者、その子が全て死亡している事が昨年確認されました。その後共有者の確認を行い、機構が作成した促進計画案の同意書類を共有者（農地所有者の相続人対象者）3名へ送付したところ、2名については返信が無いため不明者扱いとなります。1名から同意書類の提出があったため権利設定を行うものということです。

○農業委員4番（中島伸吉君）

もう一ついいですか。この持ち主不明のような畠というのには他にもあるのですか。

○事務局

これ以外にも同じような形で何箇所かございます。

○議長

ほかに何かございますか。

（荻野委員 挙手）

○農業委員9番（荻野実君）

7番から12番の農地なのですが、合わせると4,115m²になるのですが、こちらの借主というのは入間市内でも耕作されているのでしょうか。もしされているのであれば、そちらの面積というのはどのくらいになるのでしょうか。

○農業委員11番（野村雅紀君）

お答えいたします。こちらの借主さんに案内されました、今現在耕作されている畠で葉物野菜を作られているのですけど、そこの面積が約5アールで、そのほかにもあるとは言われていましたけど、合計面積までは聞けませんでした。

○農業委員9番（荻野実君）

5アールというのは市外ですか。

○農業委員11番（野村雅紀君）

借受人の自宅のすぐそばです。入間市では初めてです。

○農業委員9番（荻野実君）

わかりました。

○議長

ほかにございますか。

ないようですので、次に行きたいと思います。

それでは、質疑応答も十分なされましたようなので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

ここで、中村勝雄委員の退席を解除いたします。

(中村委員 着席)

続いて、協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

○事務局

はじめに議案を朗読させていただきます。

協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について。別紙2のとおり。

以降、別紙2の内容を読み上げ

それでは、説明に入らせていただきます。

本案件の決議を行うに至った経緯は、数年前に他県等で、農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が多数発生したことから、全国農業会議所より、農業委員会組織は農業者の公的な代表機関として法令に則り、農地制度を運用し農地利用の最適化を実現する責務を負う立場から、各農業委員会が自覚し再発防止に努めるよう、各農業委員会の議事で本案件に関して決議を行うよう依頼がありました。

これを受け、本案件の申し合わせ決議は、埼玉県農業会議から、年1回決議等の取組みを行うよう依頼もあり、改めて決議を行う必要があることから、協議案件として提案させていただきました。説明は以上となります。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたが、本件について、農業委員会の申し合わせ決議事項として、決議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、農業委員会の申し合わせ決議事項として、決議することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については3件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については4件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後3時15分